（学生納付特例事務法人による学生等の保険料納付の特例に係る申請）

第七十七条の四の三　学生納付特例事務法人は、法第百九条の二第一項の規定に基づき、学生等被保険者の委託を受けて学生納付特例申請をしようとするときは、前条第一項の申請書に次の各号に掲げる事項を付記し、かつ、同項の規定により提出された書類を添えて、これを機構に提出しなければならない。

一　学生納付特例事務法人の名称及び当該学生納付特例事務法人が学生納付特例申請の委託を受けた旨

二　学生納付特例申請を委託された年月日

第七十七条の八第三項中「第七十七条の五第一項の申請」の下に「若しくは第七十七条の四の二第一項の申請の委託」を加え、「申出若しくは」を「申出、」に改め、「第七十七条の四第一項の申請」の下に「若しくは第七十七条の四の二第一項の申請の委託」を加える。

第八十二条中「又は」を「、」に改め、「の申請」の下に「又は第七十七条の四の二第一項の申請の委託」を加える。

第八十三条の四第一項中「に関する事務」の下に「（以下この項及び次項第二号において「学生納付特例申請に関する事務」という。）」を加え、「当該事務」を「当該学生納付特例申請に関する事務」に改め、同条第二項第二号中「法第百九条の二第一項に規定する学生納付特例事務法人（以下「学生納付特例事務法人」という。）が行う事務」を「法人が行う学生納付特例申請に関する事務」に改め、同条第三項中「申出を行つた」を「申出書を提出した」に、「学生納付特例事務法人」を「法第百九条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定を受けた法人」に改める。

第八十三条の五中「学生納付特例事務法人」を「法第百九条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定を受けた法人」に、「及び第二項」を「に規定する申出書又は同条第二項」に、「又は同条第二項」を「若しくは同項」に改める。

第八十五条の二第二項各号列記以外の部分中「又は」を「若しくは」に改め、「により申請」の下に「又は第七十七条の四の二第一項（第三号に該当する場合に限る。）の規定により申請の委託」を加える。

（日本年金機構の業務運営に関する省令の一部改正）

第二条　日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第三十条第一項及び」を削り、同条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（法第三十八条第五項第三号チの厚生労働省令で定める事務）

第十条　法第三十八条第五項第三号チの厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条の規定による措置に関する事務

二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定による入院措置に関する事務

三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二の規定による審判の請求に関する事務

四　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四及び第十六条第一項の規定による措置に関する事務

五　知的障害者福祉法第二十八条の規定による審判の請求に関する事務

六　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の四及び第十一条の規定による措置に関する事務

七　老人福祉法第三十二条の規定による審判の請求に関する事務

八　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第九条第一項及び第二十四条の規定による措置に関する事務

九　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第十九条の規定による措置に関する事務

別記様式中「第10条関係」を「第11条関係」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2　国民年金法施行規則第七十七条の四の三の規定は、学生納付特例申請の委託の日（国民年金法第百九条の二第一項に規定する学生納付特例事務法人が同項の規定により同法第九十条第一項に規定する学生等である被保険者から同法第九十条の三第一項の規定による申請の委託を受けた日をいう。以下この項において同じ。）がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の場合について適用し、学生納付特例申請の委託の日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百十二号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

母子保健法施行規則の一部を改正する省令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第三号三十一ページ、三十五ページ及び四十一ページ中「風しん」を「風しん　水痘」に改める。